

令和8年2月24日

昭島市教育委員会 殿

学校名 昭島市立中神小学校
校長名 小原 弘 樹

令和8年度教育課程について (届)

このことについて、昭島市立学校の管理運営に関する規則に基づき下記の通りお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校教育目標

人間尊重の精神を基調に「昭島市教育委員会学校教育の目標及び基本方針」「昭島市教育振興基本計画」に基づいて、生涯学習の視点に立ち、知性と感性に富み社会の一員としての自覚を有し、たくましく生きる人間性豊かな児童の育成を目指す。そのため、次の目標を設定する。

- ◎よく考える子 (基礎を確実に身に付け、活用する子供)
- 心豊かな子 (自分も他の人も大切にすること)
- たくましい子 (めあてをもって、運動を楽しむ子供)

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

学校運営協議会設置校として、地域と連携しながら以下の基本方針を設定する。

ア よく考える子の育成を図るために

- (ア) 自ら未来を切り拓く力を付けられるように、基礎的・基本的な知識及び技能の習熟の徹底を通じた授業改善を重ね、着実な学力の向上を図った上で主体的・対話的で深い学びの実現を図る。
- (イ) 児童が学びを深め、自己肯定感を高めることができる指導を充実させることで、学習習慣を確立させる。「協働的な学び」の意義を児童が理解できるような指導を展開し、学びに向かう力を育成する。
- (ウ) 我が国の伝統文化に関する理解を深め、国際理解教育を推進する。また、デジタルを活用したこれからの学びを充実させるために、各教科における学習課題と児童の学習の見通しを明確にした上でICT機器の有効活用を図る。その際、情報モラル教育、デジタルリテラシー教育については、年間指導計画に位置付け、計画的に推進する。

イ 心豊かな子の育成を図るために

- (ア) 人権尊重の理念の下、教育活動全体を通して自他を大切にしようとする子供を育成する。更に、多様な個性や性への理解などを深め、豊かな心の醸成を図り、自己肯定感や自己有用感を育成する。
- (イ) 地域・家庭と連携し、基本的な生活習慣の定着や心身の安定を図るとともに、学校生活及び社会のルールの遵守等の指導により、規範意識を育て、児童の健全育成を図る。

ウ たくましい子の育成を図るために

- (ア) 体力・運動能力調査の結果分析及び家庭と連携した「元気アップガイドブック」、「グッドモーニング60分」の実践に基づいて学校生活において多様な運動に継続的に取り組ませ、生涯にわたって心身の健康を保持増進しようとする意欲をもたせ、運動能力及び体力の向上を図る。
- (イ) オリンピック・パラリンピックのレガシーの継承として障害者との交流を軸にしたパラスポーツの魅力等に触れ、共生社会に向けて多様性を認め合う素地を養う。
- (ウ) 食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭との連携を図りながら食育の取組を推進する。
- (エ) けがの防止、危険を予測し回避する能力の育成、生命の安全教育、感染症予防の取組を継続し、安全な生活を送る基礎を培うとともに、災害時に適切に対応し、貢献する能力の基礎を養う。

エ 児童の輝く未来を支える学校づくりのために

- (ア) 幼児期から義務教育9年間を無理なく接続するため、スタートカリキュラムと小中連携教育の充実を図るとともに、地域に根差した教育を推進し、地域の未来を支える人材を育成する。
- (イ) 自らの生き方と将来を考え、主体的に進路を選択し、社会の形成に参画できるよう、「キャリア・パスポート」を活用して一人一人のキャリア形成と社会参画に向けた活動を推進し、組織的・系統的なキャリア教育の充実を図る。また、自発的、自治的な学級会活動や児童会活動の取組を推進する。
- (ウ) 全教育活動を通じて日本の伝統・文化への理解を深める教育を推進する。また、地域行事や地域貢献活動への参加を通して地域の担い手として貢献できる人材の育成を図る。

(1) 各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動等

ア 各教科

- (ア) 各教科等において日常の授業や朝学習、家庭と連携した学習を通して基礎的・基本的な知識及び技能の確実な定着を図る。それを基にした課題解決学習や体験的な学習、教科横断的な学習を展開し、児童が主体的・対話的で深い学びを行えるようにする。その際、協働的な学びの基盤となる思考力、判断力、表現力の育成を図る。
- (イ) 全国学力・学習状況調査や日常の単元のテスト、児童・保護者アンケート等の分析に基づいて作成した授業改善推進プランや年間指導計画を週ごとの指導計画に反映させ、授業改善を図るとともに個に応じた指導・支援の充実を図る。朝学習や放課後及び土曜日、長期休業中の補習教室等において、各教科の基礎的な用語の確実な理解、読み、書き、計算等、基礎的な内容の習熟を図る。家庭とも連携し、家庭学習の習慣化を図る。
- (ウ) 算数科において「東京方式習熟度別指導ガイドライン」に基づいた少人数習熟度別学習の展開や、東京ベーシックドリルを活用した学習を徹底し、分析結果を反映させ、全ての児童に基礎・基本の定着を図る授業及び課題解決型の授業を推進する。
- (エ) 道徳科の授業や人権教育、各教科、領域での活動と関連付け、我が国の伝統や文化に関する教育、障害者理解教育を中心とした教育のインクルージョンの推進、環境教育等を進める。また各種ICT機器や情報通信ネットワークを適切に活用する資質・能力・態度の育成を積極的に進め、情報モラルの育成と情報安全に関する教育の充実を図りながらデジタルを活用したこれからの学びを展開する。

イ 道徳科

- (ア) 道徳教育推進教師を中心に組織的な道徳教育を推進し、物事を多面的・多角的に捉え、「考え、議論する」ことを通して自己の生き方を考えることができる道徳科の授業改善を進め、魅力ある道徳教育を実現する。
- (イ) 「道徳授業地区公開講座」を充実させ、道徳の授業実践を基にして家庭、地域との連携を強化する機会とする。

ウ 外国語活動

- (ア) 外国語を用いてコミュニケーションを図ることの楽しさを体得させるとともに、音声やリズムに慣れ親しんだり東京英語村での体験を生かしたりして言葉の面白さや豊かさに気付かせ、異文化理解を図り、我が国の伝統文化のよさに気付かせる。
- (イ) 外国語指導補助員、ICTの活用と教材教具の工夫、クラスルームイングリッシュの活用を通して外国語活動の指導の充実を図り、第5学年からの外国語科の学習が円滑に始められるようにする。

エ 総合的な学習の時間

- (ア) 各教科で着実に習得した基礎・基本となる学習を土台として、地域人材の活用や地域を素材とした学習を展開する。郷土昭島に対する愛着や誇りを育てる体験的・感動的な学習を通して探究的な学びの実現を図り、その魅力を自ら発信できるようにする。
- (イ) 年間指導計画に基づいて各教科等との関連を図りながら、課題解決的な学習を行い、「協働的な学び」を展開する。それにより情報を比較検討する力、選び出す力、調べたことを整理しまとめる力、発表や討論する力、発信する力を高める。また、デジタルを活用したこれからの学びを行いながら自ら課題を発見し解決しようとする探究的な活動を充実させ、ものの見方、考え方を育み、自らの生き方を考えるための資質・能力を育成する。
- (ウ) 障害者に対する正しい理解と共に生きるという態度の育成を図ることを通して、誰のためでもすすんで行動できる児童を育成していく。外部講師を招聘し、体験を通して理解を深めさせる。

オ 特別活動

- (ア) 年間指導計画に基づいて縦割り班活動や学校行事、学年・学級活動等に取り組み、望ましい人間関係の形成を通して集団の一員としての自覚を深めさせ、自己肯定感をもって全児童が健全な学校生活を送れるようにする。
- (イ) 児童会活動・クラブ活動を自発的・自治的に行わせることで活性化させ、児童の発想を生かした解決策を考えさせ協力してよりよい学校生活を築こうとする能力や態度を育み、成長を止めない学校をつくっていく。

(2) 特色ある教育活動

- (ア) 日本の伝統・文化への理解を深め、言語能力を高めるために「詩の暗唱朝会」や「俳句大会」などの多様な言語活動を計画的に行う。また、学校図書館、市民図書館を計画的に活用し、朝読書、読書月間、ブックトーク、読み聞かせ等により読書活動を充実させる。
- (イ) 人権教育の充実を図る。人権教育プログラムを使った毎月の教員研修、年2回実施の全校児童による人権標語の作成、人権ボスターの作成を通して自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする子供を育成する。
- (ウ) 異学年交流活動、音楽集会、展覧会を通して、互いの良さを認め、豊かな感性や情操を育む。
- (エ) 体育科の授業改善や休み時間の外遊びの工夫、「中小運動日」、年間を通した体育集会、「なわとび旬間」、「持久走月間」、「全校外遊びの日」等の取組を通して運動に親しませる。また、家庭との連携も図りながら「グッドモーニング60分」やがん教育などの保健指導とも関連させながら体力向上を図る。
- (オ) 食育リーダーを中心に給食指導を充実させ、栄養教諭との連携を図りながら家庭や地域と連携した食育の取組を推進する。また「アレルギー疾患対応マニュアル」に基づいて研修を行い、食物アレルギー事故防止を図る。
- (カ) 「昭島市立学校教育のユニバーサルデザイン」に基づく全ての児童に心地よさを感じさせる取組を推進する。

(3) 生活指導・進路指導

ア 生活指導

- (ア) 挨拶や廊下歩行、月目標の遵守を中心に、望ましい生活及び学習習慣、規範意識の向上・定着を図る。職員夕会等で課題を共有し、生活指導部を中心に対応策を検討、全校体制で指導にあたり、児童の規範意識を高めていく。
- (イ) いじめ総合対策【第3次】、中神小学校いじめ防止基本方針、年2回実施のWEBQUの結果、ふれあい月間いじめアンケート、いじめ認知報告書及び解消報告書を活用し、学校いじめ対策委員会を中心に年間計画に基づいていじめの防止に向けた発達支持的指導、未然防止及び早期発見、認知時の早急かつ毅然とした対応による解決を図り、児童が安心して登校できる環境を整備する。「SOSの出し方に関する教育」は全学年において実施する。
- (ウ) 個別の支援を必要とする児童には、保護者との面談を密に行うとともに、生活指導主任及び特別支援教育コーディネーターを中心に計画的に校内委員会を開催して支援方針を検討し、学校生活支援シート及び個別指導計画に基づいて、きめ細やかな指導や支援に校内全体で取り組む。連携型個別指導計画に基づいた通常の学級と特別支援教室及び通級指導学級との連携を図り、合理的配慮の下、安心して授業を受けられる体制を整備する。不登校傾向にある児童に対しては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談室など関係機関との連携を深め、心の安定と将来的な自立に向けた指導の充実を図るとともにオンラインによる学習支援やつながりの確保に努める。また、副都心制度や居住地交流を活用し、交流や共同学習の充実を図る。
- (エ) 安全教育年間指導計画に基づき毎月の安全指導、避難訓練やセーフティ教室、薬物乱用防止教室、交通安全教室を実施し、「防災ノート」、「東京マイ・タイムライン」を活用し、地域との連携を図りながら自助・共助の力を育成する。

イ 進路指導

- (ア) キャリア教育の一層の推進を図り、職場見学や職業体験を通して望ましい職業観・勤労観の育成を図る。
- (イ) 近隣の中学校、小学校と連携して小中連携の日の取組を年間3回以上実施し、義務教育9年間を見通した児童の健全育成を図る。また、就学前教育との円滑な接続を目指し、近隣の幼稚園、保育園との交流を図りながら幼保小連携教育を踏まえたスタートカリキュラムを実施する。